

## 小さな拠点形成促進事業運用細則

### 第1 基本的事項

小さな拠点形成促進事業は、小さな拠点の形成のための地域運営組織等の取組に係る経費について、小さな拠点形成事業補助金交付要綱により補助金を交付することにより、新たな先進事例をつくりあげるとともに、当該事例を情報提供することにより、小さな拠点の形成の全県的な促進を図ることを目的とする。

### 第2 補助金交付の対象となる事業及び経費について

#### 1 対象となる事業

補助金交付の対象となる事業は、地域運営組織等が行う小さな拠点の形成に係る事業であって、地域活動に携わる人材の育成や新たな組織の設立等、地域としての活動に向けた基盤が形成され、様々な地域の課題に対応できる能力が高まる状態となることを目指して実施される地域将来計画の策定のために必要な取組であり、その内容が他の地域の参考となるものとする。

具体的には、ワークショップの開催、地域住民向けアンケートの実施、先進地視察、地域運営組織の設立等、原則として、当該地域運営組織等が今まで行っていない新たな取組とする。

#### 2 対象となる経費

補助金交付の対象となる経費は、前項の事業に要する経費であり、別表のとおりとする。

### 第3 補助金交付者の選定について

補助金交付者は、他の地域の参考となる先進事例となる可能性の観点から、小さな拠点の形成促進に係る取組の内容を、当該地域の状況も考慮しつつ、下記(1)～(7)の判断基準に基づき選定委員会において審査し、予算の範囲内で選定するものとする。

(1) 補助金交付を受けた年度において地域将来計画の策定が見込まれること。

- (2) 次年度以降の小さな拠点の形成の更なる促進が期待できること。
  - (3) 新たな人材育成や組織づくりなどの、地域運営組織における基盤整備への貢献が期待されること。
  - (4) 地域将来計画策定の方向性が明確であること。
  - (5) 市町村から地域住民に対し事業について十分な説明が行われ、地域住民の理解を得ていること。
  - (6) 外部人材や地域資源を積極的に活用するなど、他の地域の参考になるものであること。
  - (7) 活動の採算性が検討され、将来に渡る継続が見込まれること。
- 2 補助金交付の対象となる事業の選定は、別に定めるところにより「小さな拠点形成促進事業選定委員会」を設置して行うものとする。

別 表

交付対象経費

対象となるもの	対象とならないもの
ア 謝金	ア 市町村職員(非正規雇用職員を含む。)
イ 旅費(市町村職員の旅費を除く。)	の賃金及び旅費
ウ 需用費	イ 備品購入費
エ 役務費	ウ 車両購入費
オ 委託料	エ 用地取得費
カ 使用料	オ 施設建設費
キ 賃借料	カ 施設改修費
ク 食糧費(※簡素な飲食物に限る。)	キ 市町村が従来から支出している経費
ケ その他知事が必要と認める経費	

※「簡素な飲食物」とは、一般的には2千円～3千円の箱弁程度までを想定している。(会議の会場等の事情によっては、個別に判断する余地あり。)